

市内小中学校保護者 様

牧之原市教育委員会  
牧之原市菊川市学校組合教育委員会

## 就学援助費制度について（お知らせ）

### 1 就学援助制度とは

経済的な理由で、学用品の購入や給食費の支払いなどにお困りのご家庭に、公立小・中学校での就学にかかる費用の一部を援助する制度です。

### 2 対象者

【主な認定基準】

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市町村民税が非課税の世帯
- ③ 国民年金の掛金が減免されている世帯
- ④ 児童扶養手当を受けている世帯
- ⑤ 生活保護基準の 1.5 倍未満の所得の世帯
  - ※ 生活保護基準額は世帯員の人数や年齢によって異なります。審査をしないと該当になるかは分かりません。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等で家計が急変した世帯は、令和4年度に限り対象となります。その旨を理由欄に詳細に記載してください。

### 3 申請

- ① 申請は、お子様が通う学校の事務室又は教育総務課ですることができます。
  - ・ 「就学援助申請書」を受け取り、必要事項を記入してください。
  - ・ 申請書の必要事項中の「民生委員署名欄」は、お住まいの地区の担当民生委員と面談をして、署名をもらってください。（民生委員は、申請書を取りに来ていただいたときにお知らせします。）
  - ・ 令和3年1月1日に牧之原市に住所がない方はマイナンバーを活用させていただき、前住所地に所得状況を確認します。確認ができなかった場合は、前住所地（R3.1.1 時点の住所地）の所得証明書を取得していただくことがあります。
  - ・ ※所得証明書が必要になる場合は、連絡いたします。
- ② 教育委員会において審査し、概ね2か月程度で結果通知を送付します。

### 4 申請時期

年間を通じて、申請は可能です。  
年度途中で認定になった場合、支給額は認定日（＝学校への提出日）以降の日数分となります。なお、認定期間は年度末で終了しますので、毎年度の申請が必要です。

裏面あり

新小中学校1年生は、4月末までに申請書を提出すると、認定された場合「新入学児童生徒学用品費」の支給、及び「スポーツ振興センター」の掛け金免除の該当となります。5月以降に提出された場合はいずれも該当にはなりませんので、ご承知おきください。

※新入学学用品の支給時期は6月を予定しています。

## **5 どのように援助してもらえるの？**

学用品や通学用品、学校給食費、修学旅行費など、実際に保護者が支払った費用に対して、概ね各学期末に学校を通して支給します。（援助額には上限があります。）

〈お問合せ先〉

牧之原市教育委員会 教育総務課（電話 0548-53-2642）

榛原中学校事務室（電話0548-22-0025）